

第 4 章 計画の施策内容

2 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【今後の方向性】

- 児童の安全を確保するため、小学校敷地内での開設をめざしています。今後は、桜井小学校敷地内での開設の検討を進めていきます。
- 国では、高学年までを受け入れることとなっています。本市では、原則として低学年を対象としておりますが、定員に余裕のある場合は6年生までの受け入れも行ってまいりました。当面の間、このような方法で継続してまいります。
- また、児童の安全の確保及び質的向上を図るため、有資格者をもって 20 人に対して指導員 1 名を配置していきます。

〈平成 27 年 10 月 19 日開催 第 7 回子ども子育て会議において下記内容の追加を承認〉

○現状では定員超過が継続する見込みが高く、緊急性が高い城島学童保育所について、分室を早急に整備します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 ～ 3 年生 量の見込み	322 人	316 人	307 人	298 人	286 人
4 ～ 6 年生 量の見込み	269 人	257 人	252 人	254 人	249 人
計	591 人	573 人	559 人	552 人	535 人
全学 年 確 保 量	590 人				
過 不 足 (確保量-量の見込み)	△1 人	17 人	31 人	38 人	55 人